

2013年3月29日

東京大学大学院法学政治学研究科客員教授  
西村あさひ法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士  
松尾直彦

インサイダー取引規制の見直しに関するコメント  
(東京大学・IBA 共同ワークショップ)

1 インサイダー取引規制の見直し (情報伝達行為・取引推奨行為の規制)

(1) 規制対象者

- 会社関係者 (金商法 166 条) 又は公開買付者等関係者 (金商法 167 条)
  - ⇒ 会社関係者同士 (例: 社内) の情報伝達?

(2) 主観的要件

- 取引を行わせる目的等の主観的要件
  - ⇒ 客観的な業務遂行上の必要がある場合?
  - ⇒ 目的が併存する場合?
  - ⇒ 立証のハードル高い?

(3) 取引要件

- 不正な情報伝達・取引推奨行為が投資判断の要素となって実際に取引が行われたとの要件
  - ⇒ 「投資判断の要素」?
  - ⇒ 「基づいて」「利用して」に係る当局の解釈との相違?
- 取引推奨行為に係る取引要件
  - ⇒ 「取引」要件 (「インサイダー取引」要件ではない)
  - ⇒ インサイダー情報を知っている場合に顧客から当該銘柄の評価を聞かれた場合?

(4) 証券会社の役職員の公表措置

- ⇒ 事実上争うことができず「泣き寝入り」?

2 法人関係情報の規制

(1) 法人関係情報の提供規制

- 現行の「法人関係情報を提供して勧誘する行為」の禁止規定の厳格化の可能性

## (2) 法人関係情報の管理規制

●日本証券業協会「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方(案)」における諸概念の問題

- ⇒ 「示唆情報」 (法人関係情報を取得していることを示唆する情報)
- ⇒ 「示唆情報等」 (それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報)
- ⇒ 「関連情報」 (現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と示唆情報等)
- ⇒ 「法人関係情報等」 (一括して管理)